

第201回統計委員会 議事録

1 日 時 令和6年1月15日（月） 10:40～11:20

2 場 所 総務省第二庁舎7階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、菅 幹雄、
白塚 重典、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局統計調査部長、
内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、農林水産省大臣官房統計部長、
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長

政策統括官（統計制度担当）：佐藤総務省大臣官房審議官、重里統計企画管理官、
辻統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- (1) 諮問第183号「農業経営統計調査の変更について」
- (2) 部会の審議状況について
- (3) その他

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻より少し早いようですが、皆様方お集まりのようですので、ただ今から第201回統計委員会を開催いたします。令和6年の最初の委員会となります。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

本年は、1月1日に令和6年能登半島地震が発生いたしました。このたびの災害で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

統計関係にも様々な影響が予想され、その対応も見込まれますが、まずは被災された方々への支援や復旧が進みますことをお祈り申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、

事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。本日は、議事次第のとおり、諮問、部会報告につきまして説明があります。本日はこのような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者、質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○樫委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

諮問第183号、農業経営統計調査の変更について。まず、総務省政策統括官室から御説明をよろしくお願い申し上げます。

○内山総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 総務省政策統括官室の内山です。今年もよろしくようお願いいたします。

先月、作物統計調査について諮問した際にも予告をしておりましたが、本日は、農林水産省が実施する農業経営統計調査の変更に関する諮問について御説明いたします。資料は1-1と1-2になりますが、資料1-2の冒頭、諮問文にありますとおり、今般、農林水産大臣から、農業経営統計調査の変更申請がございました。これを受けまして、総務省において、承認の適否を判断する手続の一環として、統計委員会の皆様の御意見をお聞きする、これが今回の諮問の趣旨です。

具体的な説明につきましては、いつもながら概要資料で行いますが、具体の説明の前に、資料1-2について一言触れておきます。本調査は、10ページ以上ある調査票が約20種類あることもございまして、各種新旧対照に関する資料などを含め、全部そろえますと、申請書類が400ページ近くになります。統計委員会のホームページに掲載する委員会資料としては、これらをフルセットで掲載しますが、あまりにも資料が多く、一方で、今回の審議で直接必要になる調査票はその一部に限られます。そこで、資料1-2の2枚目に付けた申請書類の目次に記載しましたとおり、本日、会場でお配りしている資料、それからウェブ参加者の方々にお送りした資料につきましては、調査票について、実際に審議の対象になる営農類型別経営調査の調査票である別添3-1と3-2のほかは、生産費調査の例示として別添3-3のお米に関するもののみを添付する形で配布しているところです。あらかじめ、お断りいたします。

それでは、資料1-1の概要資料に沿って説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして1ページ、こちらは最近の諮問時の通例となりましたが、諮問案件の説明の導入といたしまして、今回諮問する調査と、それ以外の調査との役割分担などを参考情報としてまとめたものです。このところ農業関連の諮問が続いていますので、農業全般に関する主立った調査を構造、生産流通、経営という大きな切り口で並べてみました。

まず、左側ですが、農業全体の構造として最も中核になるのが、昨年8月に答申をいただいた農林業センサスであります。こちらは5年周期の調査ですので、それを補う形で、中間年には農業構造動態調査が行われています。

また、生産流通という切り口で申し上げると、生産されるものによって調査が分かれています。田畑を耕す耕種農業につきましては、今、並行して審議していただいている作物統計調査、そして畜産農業については、生産動態統計の一環という位置付けを併せ持つ牛乳乳製品統計調査が基幹統計調査として行われていまして、これらの対象になっていない品目については、表に掲げたのは一例ですが、一般統計調査で対応されています。

そして、経営ですが、耕種農業、畜産農業共に、今回諮問する農業経営統計調査で包括的に把握されていまして、代替する調査がない、このような状況になっています。

それでは、今回諮問する農業経営統計調査の個別説明に入っております。2ページになります。この調査の概要をまとめたものですが、本調査は、性格の異なる2つの調査により構成されています。1つは左側ですが、水田作経営、野菜作経営など営農の類型ごとに経営状況を把握する「営農類型別経営調査」、そしてもう1つは右側、米、小麦、大豆など個々の農畜産物に着目して、その生産のためにどれぐらいのコストがかかったかということについて調べる「生産費調査」でございます。今回は、このうち左側の「営農類型別経営調査」のみの変更が計画されています。

また、その下の報告者数ですけれども、両方ともおよそ4,000程度の報告者に回答を求めているところですが、米印で記載しておりますとおり、御留意いただきたい点が2点あります。1つは、本調査は、基本的には同じ経営体の方に5年間継続して回答していただくということです。現在は令和4年を対象にする調査の際に選定された報告者の方々が継続中ですので、今回申請された変更の前後において、報告者自体は基本的に変わりません。そしてもう1つは一部の報告者の方々、現在は大体1,100程度と聞いておりますが、営農類型別経営調査と生産費調査の両方の報告者を兼ねていらっしゃいます。後ほど御説明しますが、今回の変更によりまして、営農類型別経営調査のみの報告者であるか、生産費調査の報告者も兼ねていらっしゃるかによって調査方法が違ってくることとなります。

また、主な調査事項については資料に記載のとおりですが、経理に関する細かな情報をお聞きする調査でもありますので、以前から、決算書類で代替できる事項については、それを提出いただくことで調査票への記入に代えることができる形で、報告者負担の軽減策の1つとして取り入れられています。

そして、この調査は、今は地方農政局等を経由して行われていまして、資料の一番下ですが、回答方法につきましては、報告者の御都合に合わせて、いかようにでも対応できるという柔軟な対応で運用されているところです。ただ、実態としては、相当の範囲で、職員、専門調査員の方々が記入支援など、何らかのサポートをされているところです。

以上が農業経営統計調査の全体像でございましたが、次の3ページは、主な利活用ということで、幾つか例示をしております。

営農類型別経営調査は、経営全般のデータを把握するというでもありますので、農業経営モデルを作成する際の基礎資料あるいは加工統計を作成するに当たっての経営体の費用構造、いわゆる投入構造を見るためのデータとして使われています。

一方、生産費調査につきましては、個々の品目に着目した生産コストを調べるということで、様々な交付金などの算定基礎データとして使われています。

さて、この後、本調査の変更内容について順に御説明いたしますけれども、その前提として、変更の背景あるいはそれを踏まえた今回の変更メニューについて、4ページでまとめておきました。

まず、背景ですが、本調査は調査事項が詳細かつ多岐にわたっていきまして、従前から報告者負担の重い調査と認識されていますが、これまでは農林水産省の地方職員の方々あるいは専門調査員の方々の御尽力によりまして、正確な回答が確実に収集されてきたところです。

しかしながら、統計ニーズに引き続き応えつつも、担い手不足という背景も踏まえまして、各種負担の軽減を図る、将来にわたって持続可能な調査にしていくことが大きな課題になっています。以下に抜粋した公的統計基本計画におきましても、推進施策の1つとして記載されているところです。

また、昨今の新たな状況ですが、資材価格の高騰もありまして、農家にどれだけの負担増が生じているのかについて速やかに見る必要があるということで、これまで以上に公表早期化の要望も強いと聞いております。

このような背景を受けまして、今回予定されている変更のメニュー、4ページの下半分ですが、簡潔に申し上げますと、実査に民間委託を導入する、調査事項について整理し、それに併せて集計内容も見直す、民間委託の導入も相まって、調査票の配布・回収の時期を統一する、公表の時期を2か月前倒しするなどのメニューが予定されています。

今回、相当に大きな変更でもあることから、4ページの中央右側に緑の矢羽根で記載しておりますとおり、今回の申請に先立って試行調査も行われています。そこで、その概要を次の5ページで参考としてまとめておりますので、御覧いただければと思います。この試行調査の主たる目的としては、純粹に民間委託の郵送という形で行った場合にどれぐらいの回答が得られるかを確認するといったものでしたが、報告者については、本調査の現在の報告者以外の方々から無作為で抽出して行われました。

また、調査事項についても、試行調査実施時点では、できるだけコンパクトにすることが想定されていたので、詳細な調査項目を最大限削減して実施されました。

この試行調査の調査結果につきましては、農林水産省のホームページにも掲載されておりますが、実施結果というところで、かいつまんで記載しております。全体の有効回答率は50%程度でした。先ほど申し上げましたが、本調査については5年間継続してお願いすることもありまして、かなり念入りに事前説明や依頼がなされて、納得していただいた上で報告者になっていただいているのが実態ですが、この試行調査の実施段階におきましては、特に事前説明はせずに郵送で送る、それでも回答が得られるかということも確認事項の1つになっていたようですので、この50%をどのように解釈するかということも、試行調査の結果評価についてのポイントの1つかと思われます。

また、回答された調査票につきましても、項目区分ごとに補完が必要な状況を見ると、かなり相違があったということで、全体の回答率だけでは単純に語れない要素も多分にあるようです。

この結果も踏まえつつ、再度組み立てた案が今回出てきている申請案になります。

アウトラインや全体の説明が長くなりましたが、それでは、今回予定されている営農類型別経営調査の変更内容について大きく5点、6ページ以降で順に説明してまいります。

まず、調査系統・調査方法の変更ということで、民間委託の導入が計画されています。調査の概要のところでも申しましたが、営農類型別経営調査の報告者には、この調査のみの報告者の方々、そして生産費調査の報告者も兼ねておられるの方々、この2つのグループに区分されます。これまではいずれの区分についても地方農政局等経由で行われていましたが、今回の変更によりまして、営農類型別経営調査のみの報告者のグループ、表で申し上げますと上半分、約3,400経営体につきましては、民間委託による原則郵送調査が導入されます。必要に応じて民間調査員の活用も想定されているところですが、現時点においては、こちらのグループについては、地方農政局等が調査系統から外れる計画になっています。

一方、生産費調査の報告者も兼ねていらっしゃる方々のグループについては、基本的に変更はなく、地方農政局等経由が維持されますが、注3にも記載しておりますとおり、農林水産省としては、このグループについても協力が得られる報告者については、民間委託を入れたいという意向をお持ちのようです。これが変更点の1つ目になります。

次の7ページは調査事項の変更になります。変更のポイントにつきましては、上の変更概要の枠囲みに記載しておりますが、1つ目は大きな方向性として、個々の農家さんである個人経営体、そして会社で農業を営まれる法人経営体共に、調査事項の優先度を改めて考えて、主要な項目の把握を継続しつつ、そうでない項目については整理するという変更が予定されています。

7ページ下には、調査事項の変更例について、個人、法人共通のもの、それぞれ独自の変更ということで分けて例示しておりますけれども、変更理由といたしましては、下の凡例のところに掲げた4通りぐらいに区分されるかと考えています。

また、変更概要の枠囲みの矢羽根2つ目ですが、令和3年7月に答申をいただいた前回の変更申請によりまして、令和4年を対象にする調査から、個人経営体につきましては、ロングフォーム、ショートフォームの2種類の調査票を設けるという対応が導入されていますが、今回これを統合して1つにまとめることが計画されています。ただ、調査票は1つになりますが、全ての報告者の方々に書いていただく項目と一部の方々に回答いただく項目が残ることになりますので、ロングフォーム、ショートフォームの実質的な効果は残るという仕掛けになっております。

その状況を示したのが次の8ページの表になります。この表では、個人経営体調査票の調査事項の大きな区分ごとに把握範囲の比較を示しておりますが、一番右側、変更後の欄で、白丸は全ての報告者に記入していただく部分となりますが、黒丸の部分は注にも記載いたしました、青色申告されている方など一部の方々に記載していただく部分となります。また、変更後の欄にバーを引いているところもありますが、今回の変更によって項目単位で削減される部分もあります。

それから、今御覧いただいている8ページの下に記載しているとおり、プレプリント範囲の拡充についても計画されています。本調査の報告者は基本的に5年間継続ですので、中間年におきましては、前年に回答していただいたデータが存在します。そのため、以前

から調査票に前回回答を印字するプレプリントが、記入支援、負担軽減を図る方策の1つとして入れられています。ただ、これまでは固定資産、土地面積といったあまり変動がない事項に限定されていましたが、今回の変更によりまして、多くの事項について前回回答が印字され、最新の状況を回答していただく際の参考資料として示される予定です。

以上が調査事項の変更でございました。

次は、集計事項の変更ということで9ページに入っております。今回、調査事項の変更に伴いまして、集計項目も少なからず変更が生じていますが、資料では、提供内容が実質的に変わる例として、指定品目に関する集計を挙げているところです。そもそも指定品目とは何かということで、9ページの注1に記載しておりますが、畑作、果樹、野菜などのうち、農林水産省があらかじめ指定する作物ということで、主立った野菜や果樹などと認識していただければよいと思います。

さて、現行、変更後と比較する形で資料を作っておりますが、調査票のイメージを見ていただいた方が分かりやすいと思います。次の10ページで調査票の抜粋を示しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。9ページと同様、左側が現行、右側が変更後になりますが、今は損益計算書のデータなどについて、経営体全体の金額を書いていたきつつ、赤枠で囲んでおりますが、農林水産省の側で、経営体ごとに、あらかじめ指定した品目についての金額比率についても回答いただく。あわせて、左下ですけれども、指定品目の作付面積なども回答いただき、それらの結果を用いて指定品目に係る収支などが集計されています。ですが、指定品目に関する比率を項目ごとに書いていただくのは従前から負担だったということもあり、変更後、右上、赤枠のところ、真っ白な空欄になっておりますが、指定品目の比率を削除する一方で、右下の部分ですが、新たに当該経営体における品目別の販売状況などについて、販売金額の多い順に書いていただく。その結果として、1つの指定品目の販売金額が経営体における農産物の販売金額の8割以上である場合、例えば、大根が経営体の販売金額の8割を超えている場合、その経営体を大根の単一経営の経営体として扱って、そのような経営体の情報を集めることで大根の単一経営の経営体の集計を行う、このような変更が予定されています。

品目ごとに集計を行うことは変わりませんが、以前は農林水産省の側で経営体ごとにあらかじめ品目を指定して、追加情報を個別に求めていましたが、変更後においては、経営体の販売状況について回答いただいて、それを見た結果として、特定品目の単一経営の経営体に該当すれば、それを集計するものになります。

次の11ページに記載しておりますのは、調査の実施時期、公表時期の変更です。言わば一体のものということでまとめて記載していますが、次の12ページの図を見ていただくのが分かりやすいかと思います。上半分が現行、下半分が変更後になりますが、現行では、個人経営体については、12月に配って翌年3月までに回収する形で一律に調査時期を決めておりますが、法人については、決算期間に合わせて配布・回収の時期が設定されております。そして、地方農政局等で取りまとめられた情報が7月までに本省に提出されて、結果、12月に概要集計が公表されるというのが全体のスケジュールです。今回、これを民間委託と地方農政局等経由が併用になることも相まって、個人、法人共に、基本的に一律の時期

に配布して、一律の回収期限を設けることとし、調査により得られた情報を6月までに本省が順次受け取る、そして、概要集計の公表を10月に前倒しするというスケジュールの変更が予定されています。詳細集計の公表時期につきましては変更ございません。

前のページに戻りますが、11ページの(5)公表時期の変更の赤い網かけ部分で公表時期に関する経緯を少し記載しておりますけれども、公表につきましては、前回、令和3年に審議をしていただいた際に、集計に関する業務量を勘案して、現実的なスケジュールということで12月に繰り下げた経緯があります。ですが、先ほど変更の背景でも触れましたとおり、公表早期化の要望が改めて強くなっていること、あるいは民間委託を機に本省へのデータ提供の時期を前倒しする予定であることから、集計時期の前倒しが可能と判断されたとのことです。

以上が今回予定されている変更概要になりますが、最後の13ページは、過去の答申で指摘いただいた事項への対応について記載しています。答申自体は平成30年のものですが、このときの変更案は、それまで個人経営体、法人経営体という形で経営体の区別で集計していたのに加えて、区分の枠を超えて農業経営体全体の結果を新たに推計することが計画されていました。その方法としては、農林業センサスの結果をベンチマークとしつつ、中間年を延ばしていくという方法が示されました。

これに対して、当時の統計委員会からは、黒いひし形の2つ目ですが、ベンチマークの更新は5年置きに行われるわけですが、その間において、個人経営体の減少あるいは法人経営体の増加という形で経営体の構造変化が進行したとすると、一定の構造を前提として5年間推計した結果として、ベンチマークを更新した際に断層が生じないか。中間年の推計は適切になされているかということで、検証・検討が必要という課題を頂戴しているものです。

農業経営体全体の集計が行われるようになったのは令和元年からですが、このときは開始当初であること、集計時において既に令和2年の農林業センサスのデータが使える段階でもございましたので、暫定的に2年のセンサスデータを遡及して使われました。その後、そのまま令和2年をベンチマークとして使われていますので、この答申の課題が出てから、ベンチマークの更新は、実質的にまだなされていません。次のベンチマーク更新が7年のセンサスとなりますので、今回は、何らかの結論が出るというわけではなくて、それまで課題を引き継ぎますということで、言わば備忘として記載しているところです。

説明が大変長くなり恐縮でございました。以上が、今回審議していただく内容の概要です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○樫委員長 御説明ありがとうございます。本件は産業統計部会に付託し、詳細につきましては、同部会で審議いただくことといたします。

なお、本調査の審議のために、資料1-3にあるとおり、小針美和専門委員に産業統計部会の審議に参加していただくことにいたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。

白塚先生、よろしく願いいたします。

○白塚委員 1つは基本的なこと、もう1つは確認ですが、今回の対象の経営調査と生産費調査というのは、何でサンプルを変えないといけないのか。母集団も違いますし、何か違うのかと思いますが、そこを教えてください。もう1つは、11ページの提出期限の変更後と次のページの表の図の関係ですが、提出期限の変更後の法人の決算期が1月から3月までの法人経営体は、翌年6月末というのは、決算が3月だと、その次の年ではなくて、3月に決算した年の6月末ということでもいいのか。図はそのようになっている気がしますが、そういう理解でいいのか。「翌年」と書いてあるのは、調査年というのが暦年で、その翌年という意味なのか。どちらが正しいのか、確認させてください。

○樫委員長 では、御質問を2件いただきました。よろしくお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 では、後半の部分についてですが、書き方が紛らわしくて申し訳ございません。あくまで図で御覧いただいている方が正確なスケジュールということですので、「翌年」というのが少し紛らわしければ、それを外して、要は対象年の次の直ちに来る6月と御理解いただければと思います。

それでは、サンプルの方は農林水産省からお願いできますでしょうか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省経営・構造統計課長の三嶋です。

営農類型別経営統計と生産費統計、1つの農業経営統計調査の傘の中には入っておりますが、あくまでも別の調査という形で設定して調査をさせていただいておりますので、標本の選定につきましても、それぞれ別々に行っている状況です。

○樫委員長 白塚先生、よろしいでしょうか。

○白塚委員 そういう意味でいくと、調査の担い手のお話とかを考えると、何か統合できるような気もしますし、その辺のところはもう少し柔軟に考えてもいいのかなというのと、もう一個言い忘れましたが、5年間継続してやられるということで、欠落していくサンプルについてはどのような扱いをしているのかについて教えてください。

○樫委員長 今の話は農林水産省でお答えいただくのが適切だと思います。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長

5年間継続ということですが、当然、途中段階で離農ということはあります。そのような場合には、同じような農家の方をできるだけ選ぶ補充選定という形でさせていただいている状況です。

○樫委員長 よろしいでしょうか。

○白塚委員 はい。

○樫委員長 部会の審議でも、いろいろな確認をいただければと思います。

ほかに御質問等いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。

農業経営統計調査は、農業を営む個人や法人における経営状況や、農畜産物の生産コストの詳細を包括的に把握する重要な調査です。

今回の申請では、このうち、営農類型別の経営調査のみの変更が予定されているとのこ

とでしたが、これまで農林水産省の地方職員や調査員を動員して行われていた調査につきまして、民間委託を導入するほか、実査や結果公表の時期を含め、調査に関する一連のスケジュールを見直すことも計画されています。また、調査事項の整理につきましても併せて計画されているということで、かなり大規模な変更と認識しております。

本日の説明にもございましたけれども、今回は5年間継続する報告期間の途中での計画変更ということで、変更前後において、報告者は基本的に変わりませんが、それだけに今回の標本替えに向けた検討につきましても、今後、計画的に行う必要があると考えます。

したがって、今後の部会審議では、今回の変更内容の適否はもとより、今後もしも持続可能な調査の実施に向けて、将来を見据えた御意見も頂戴できたらと考えているところです。樫部会長をはじめ、産業統計部会に所属の委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

部会の審議状況についてです。産業統計部会での作物統計調査の変更に関する審議状況について、部会長の樫先生から報告をよろしくお願い申し上げます。

○樫委員 樫でございます。

それでは、作物統計調査の変更に関します部会での審議状況について御報告をいたします。

本件につきましては、12月の統計委員会で諮問されました後、1回目の部会を12月25日に行いました。

資料2を御覧いただきたいと思えます。まず、今回の変更を大きく区分いたしますと、「水稻に関する調査の変更」、「水稻以外の作物に関する調査の変更」、「その他の変更」という3つに分かれますが、水稻について行われています実測調査の効率化が、変更事項の中で一番大きなウエイトを占めておりますので、水稻に関する変更から、まず審議を開始するという順番で審議をいたしております。

それでは、変更事項ごとに御説明しますが、1回目の部会で議論した変更内容については、特段の異論はございませんでした。

次に、個別にお話をしますが、まず、実測調査を行う作況標本筆を全国で1万から約8,000に減らすという変更についてです。部会では、「委員等からの主な意見」にありますように、将来的な課題として、衛星データなど先進技術を活用して、作況標本筆の選定過程の効率化や、筆数の更なる削減が可能ではないかといった意見がありました。しかし、変更内容自体については、特に異論はありませんでした。

このため、部会としては、筆数を減らすことにより、単位面積当たりの収量については、今までより誤差の幅が大きくなり得るものの、長期的な作付面積及び収穫量の減少を受けて、全国の収穫量については、許容される誤差の範囲内に収めることができること、また、実測調査に伴う事務負担の軽減にも資するものであることから、適当と整理をいたしました。

なお、地域別の細かな筆数の配分につきましては調整途上ということでしたが、今回の筆数の削減に当たって、地域別のデータも確認したいという御意見がありましたので、次

回の部会で可能な範囲で農林水産省から御提示をいただく予定となっております。

次に、実測調査で把握する調査事項の整理・削減についてです。諮問した際の説明にもありましたが、水稻に関する調査は、一般的な統計調査と異なり、職員や調査員が現場に出向いて水稻の生育状況を確認したり、稔った水稻のサンプルを刈り取るという手法で行われております。この実測調査の際に把握する事項の変更ということになります。

部会では、「委員等からの主な意見」にありますとおり、一部の事項について、行政記録情報等により代替することになった理由について質問が出ましたが、結論としては、集計上、必須とされる事項などを継続して把握する一方で、行政記録情報等の活用により、実測調査で直接把握する必要性が低下した事項などについて削減しようとする変更でありますので、結果精度を維持しつつ、実測調査に伴う事務負担の軽減に資するものとして適当と整理をいたしました。

次に、水稻の作況調査について公表を集約するという変更についてです。これにつきましては、現在、実測調査の進捗に合わせて、予測収穫量及び収穫量が段階的に公表されており、9月25日時点以降、全国一律に、順次、確度の高い集計結果の提供がなされている中であって、限られた地域についての8月15日時点の結果を、今後も残さないといけない状況ではないこと、また、集計に係る事務負担の軽減にも資することから適当と整理をいたしました。

次に、公表時期の記載の修正についてです。これにつきましては、作付面積及び予想収穫量を必須の情報として活用している「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策定という重要案件に対して、支障なく、結果の提供がなされております。この実績に沿って調査計画の記載を修正しても問題がないという判断をいたしまして、適当と整理をいたしました。

以上が、水稻の変更に関する御報告です。

次に、水稻以外の作物に関する調査方法の変更についてです。具体的には、農協などの関係団体等に対して、既に導入しているオンライン回答を、農業経営体に対しても導入するという変更です。部会では、既にオンライン回答が導入されている関係団体等のオンライン回答率が約1割にとどまっていることから、今後、積極的にオンライン化を進めようとするのであれば、報告者の自由意思で回答方法を選んでもらうのではなく、一定の猶予期間を設けて、原則オンライン回答に移行するなどの対応があってもよいのではないかという意見でありますとか、来年予定されている民間委託化の申請に向けて、この機会にオンライン回答の位置付けを整理することが必要ではないかという意見などがございました。しかし、今回の変更自体については特に異論がございませんでしたので、適当と整理をいたしました。

次に、資料の2ページ目に参りまして、調査計画の記載の明確化です。1回目の部会としましては、最後の部分になりますけれども、調査計画の記載の明確化のうち、行政記録情報等の活用に関する部分について審議をいたしました。先ほど御報告した調査事項の変更のところで、行政記録情報等の活用による調査事項の削減という内容も含まれておりましたので、それを踏まえて、1回目の部会で先に審議をいたしております。変更内容自体

については、以前から行われている審査・集計過程での行政記録情報等の活用について、調査計画やその参考資料において明確化を図るというもので、特に異論もなく、適当と整理をいたしました。なお、部会では、農林水産省から調査事項を完全に代替するほどの全国的な網羅性がないことから、直ちに調査事項の削減にはつながらないが、部分的な審査・集計における活用であっても、結果精度の向上に寄与できているという御説明がありました。

以上が1回目の部会での審議の状況です。

今後、次回1月19日開催予定の2回目の部会では、残りの審議事項のほか、1回目の部会で結論が得られた範囲内で答申案の確認を行うなど、更に審議を進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、何か質問等あれば、よろしくお願いたします。

白塚先生、よろしくお願いたします。

○白塚委員 基本的にこういう方向は適当だと思いますが、1つだけ教えてほしいのですが、実測したデータと衛星データの関係というのはどうなのか。例えば実測データをやった方がいいというのは、精度が高いとか、実測でないと取れないデータがあるとか、情報があるとか、そういうことだと思いますが、その辺の関係というのは現状どのようになっているのかについて教えてもらえればと思います。

○樫委員長 これは農林水産省から御説明いただければと思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 白塚委員から御質問いただきまして、ありがとうございます。

今回、見直しで御審議いただいているものにつきましては、基本、実測で、圃場で調査を行っている結果をベースに、収穫量と予想収穫量を算出しているものです。今ほど白塚委員から御質問いただきました人工衛星データの活用につきましては、今回の審議の内容に載っているものではないですが、もともと、7月15日現在と8月15日現在のまだ稲が相当生育する前の段階で衛星データなどのデータから予測をするというようなものを、作柄予測手法という形で、調査を効率化するために、実測調査に代える形で、令和3年産から、7月15日現在、8月15日現在の調査に導入したものとということになります。こちらは白塚委員からお話のあったとおり、気温とか日照時間などのアメダスデータだったり、植生指数や地表面温度などの人工衛星データを活用して、予測を行っているものです。予測結果につきましては、その後の台風などの気象によって収穫期間にかけて変動し得る中間段階のものでありますので、水稻の作柄の良否という形で、いわゆる文字情報で、「やや良」や「やや不良」、「平年並み」など、また、「良」や「不良」などといった形で幅のある情報として御提供させていただいているものです。

7月、8月について利活用上の支障を生じていないというところですが、毎年、予測の結果につきましては、作柄予測手法の有識者検討会におきまして、当年産の検証と翌年産に向けた対応策について御検討いただいているところで、こうした御議論を踏まえて、毎

年、改善を施しているところです。限られた予算の範囲ではありますけれども、引き続き、収集したデータを有効活用し、予想精度の向上に取り組んでいきたいと考えているところです。

今回、産業部会で御審議いただいたものにつきましては、7月、8月の予想の後、9月25日現在、10月25日現在で、より最後の収穫量に近い時期に、10a当たりの収量という形で、幅がある文字情報ではなく、この県は何kgという形で、作況指数と合わせて算出していくものになります。そういう意味で、まだ技術的にも、人工衛星データからの予想だけではなかなかそこまで、何kgというところを当てるだけの技術の確立に至っていないこともございまして、基本は、圃場でのみ数や穂数の計測など、また、収穫時期に近づけば、実際に坪刈りという形で収穫した結果から収穫量を算定して公表させていただくような形で行っておりますので、時期によって導入している技術が異なっているものです。

以上になります。

○**樫委員長** 白塚先生、よろしくお願いします。

○**白塚委員** ありがとうございます。確認ですが、そうすると9月と10月の調査というのは、現状は実測を衛星データで代替することは無理で、削減の余地というのは相当限られているという理解でよろしいのでしょうか。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** はい。現時点では、今、委員からご発言いただいたとおりで、問題のない範囲で標本筆の数を削減するというご提案させていただいておりますけれども、直ちに全ての標本筆をなくすということは技術的にまだ、今後、研究が必要になっていく分野ではないかと考えているところです。

○**樫委員長** よろしいでしょうか。

基本的には研究を続けていただいて、実際の標本調査とリモートセンシングの調査の関係性も、精度がどういうものであるかをきちっと調べていただけたらよろしいのではないかと思います。いずれにしても、今回の諮問、答申に関してはこういう方向性で臨むということでしょうか。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** そのとおりです。ありがとうございます。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

福田先生、よろしくお願いします。

○**福田委員** 今、白塚委員のおっしゃったことと、答申自体は特にそのとおりで結構だと思いますが、やはり農業の統計を作るには、農業に対する専門性の知識というのが要る分野と、あまり要らないようなものというのはあるのではないかと思います。例えば民間委託する場合でも、農業のことを全く知らない民間に委託しても大丈夫な統計と、専門性を持って、知識が必要な部分、そういう取捨選択をきちっとやっていただいて、そんなに農業の専門的な知識が要らないものはできるだけ合理化していただき、一方で、農業の専門的な知識がやっぱり必要だというものにリソースを集中させるということが大事なのではないかと思います。

以上です。

○樫委員長 コメント、ありがとうございます。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。

○樫委員長 そのとおりではないかと、考えていただければと思います。

いかがでしょうか、ほかにございますでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきたいと思います。

1回目の部会におきましては、一部、確認事項は残ったものの、実測調査を軽くしていくこと、効率化していくこと、議論した変更内容につきましては、特段の異論は示されなかったと判断いたしました。

2回目の部会では、残りの審議事項のほか、結論が得られた範囲での答申案の確認を行うということでしたので、引き続き、部会長の樫先生をはじめ、産業統計部会に所属の委員の先生方、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、本日用意いたしました議題は以上となります。

本日の議事録は、委員に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。なお、これはこれまでもそのような取扱いを行っているところでございます。

それでは、次回の委員会日程につきまして、事務局から連絡をよろしく願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会につきましては調整中ですので、日時、場所につきましては、別途、御連絡いたします。

以上です。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして、第201回統計委員会を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。